

第9回教育委員会会議

1 日時 令和6年6月6日(木) 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員(ウェブ会議の方法により参加)
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員(ウェブ会議の方法により参加)
長谷川 葵	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
山口 照美	港区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
西 徹	生涯学習部長
大西 啓嗣	指導部長
橋本 洋祐	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
中川 達雄	教職員サービス・監察担当課長
比嘉 直子	生涯学習担当課長
伊藤 純治	教育政策課長
川村 晃子	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第64号	大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
議案第65号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第66号	職員の人事について
議案第67号	職員の人事について
議案第68号	職員の人事について
議案第69号	職員の人事について
報告第18号	令和6年度局内・局横断プロジェクトチーム体制について
報告第19号	職員の人事について
報告第20号	職員の人事について
協議題第4号	令和5年度局運営方針振り返りの報告ならびに教育行政点検評価報告書の作成について

なお、議案第66号及び第67号並びに報告第19号及び第20号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第68号及び第69号並びに協議題第4号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第64号「大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を上程。

西生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は、ご承知のとおり、社会教育法ならびに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務をおこなうため設置されているものであり、社会教育関係団体の関係者あるいは学識経験者

等から構成されている。

現在の社会教育委員のうち、1名については、令和6年9月8日までの任期で読売新聞大阪本社社会部長に委員を委嘱していたが、読売新聞における人事異動により、現在の委員の犬伏一人氏が社会部長を退任され、新たに岸辺護氏が社会部長に着任されたことから、犬伏氏を解嘱し、新たに岸辺氏に委嘱を行いたい。

なお、岸辺氏の任期は、大阪市社会教育委員条例第4条第2項に基づき、前任者である犬伏氏の残任期である令和6年9月8日までとなっている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第65号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

1名の弁護士及び2名の臨床心理士を新たに委員に委嘱し、2名の弁護士に委員を引き続き委嘱するものである。今回、新たに委嘱するのは、弁護士の有年麻美氏、臨床心理士の桶谷千晶氏、田中優子氏である。委員の任期に関しては、「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第3条第1項で2年と定められているため、本日まで承認いただいた場合には、令和6年6月10日から令和8年6月9日までの間とする。選任理由については、有年氏は、兵庫県弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属され、子どもの権利に関わる幅広いご見識をお持ちであり、また、芦屋市の「いじめ問題対策審議会」特別委員として活動するなど、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富である。桶谷氏は、東大阪市の小学校や、吹田市の中学校等でスクールカウンセラーとして活動しており、いじめを含む、子どもが抱える問題についての知見が豊富であることに加え、本市の第三者委員会の専門委員として活動されている。田中氏は、大阪府や松原市の小学校等でスクールカウンセラーとして活動した経験を有しており、いじめを含む、子どもが抱える問題についての知見が豊富であることに加え、本市の第三者委員会の専門委員として活動された経験もある。以上の点から本委員会の委員に

適任であると考えている。

次に、引き続き委嘱するのは、弁護士の高橋誠氏、早川僚太氏である。委員の任期であるが、高橋委員については、令和6年7月12日から令和8年7月11日、早川委員については、令和6年7月1日から令和8年6月30日とする。引き続き委嘱を行う理由としては、高橋氏及び早川氏は、この間、複数の本市のいじめ重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいております、その資質に問題がないこと、また両委員とも現在も調査中の事案にも携わっていただいていることから、引き続き委嘱を行うものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第18号「令和6年度局内・局横断プロジェクトチーム体制について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育振興基本計画に示す施策をより効果的に推進するために、教育委員会事務局に教育改革プロジェクトチームを設置し、その下に各課題に応じてワーキンググループ等を毎年度必要性の精査をしながら設置している。また、市長・教育長等特別職が出席する会議として、1番から5番の会議体に、現在、平井委員と巽委員にご参加いただいているが、今年度も引き続きご参加いただければと考えている。今年度設置するのは、全部で20の会議体で、会議体の構成に変更がある会議体は1番の「教育シンクタンク検討プロジェクトチーム」、新規の会議体は20番の「学校調理方式のあり方検討ワーキンググループ」となっている。今後の方向性や課題の検証結果を取りまとめるなど、一定の役割を果たした三つの会議体については、廃止や休止としている。以前の教育委員会会議において、新たにワーキンググループを立ち上げる際は検討の完了時期を設定しメリハリをつけて進めることが必要であるのご意見を頂戴したので、そのご意見も踏まえて、期限を設定することが可能なものについては設置終了見込を設定している。

それでは、昨年度から会議体の構成に変更があるものと、新規に立ち上げるものを中心に説明する。まず、会議体の構成に変更があるものである。昨年度までは「教育ビッグデータ活用検討プロジェクトチーム」として設置していたが、今年度は「教育シンクタンク検討プロジェクトチーム」という名称に改編し、令和6年度に開設した総合教育センター

にあるシンクタンク統括室と連携し、個々の学校の課題に応じた多面的・総合的な支援を実施することとしている。

続いて「学校調理方式のあり方検討ワーキンググループ」を新たに設置する。安全・安心かつ安定した学校給食を効果的・効率的に実施するため、調理業務のさまざまな課題への対応等も踏まえ、学校給食全体の最適化をめざして、そのあり方を検討することを目的としている。

引き続き各ワーキンググループで課題解決に向けてスケジュール感を持って検討を進め、教育振興基本計画に示す施策をより効果的に推進してまいる所存である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 2点確認させてください。設置完了年月の見込みですが、去年意見を言ったと思いますが、今年からこれが入ったという理解でよろしいですか。去年も入っていましたか。

【伊藤教育政策課長】 去年も入っているものは入っていました。

【大竹委員】 去年入っているもので、設置完了見込みがずれているものはありますか。例えば、昨年は令和7年3月で終わるものが令和8年3月になったとか、完了時期がずれているものとか。

【松浦政策推進担当部長】 昨年と変更のあったものはないです。

【大竹委員】 当初の設置完了見込みはそのまま、そういう意味では順調に進んでいるという理解でよろしいですか。

【松浦政策推進担当部長】 そうです。

【大竹委員】 もう1点の確認は、新規の学校調理なのですが、様々な課題と書いてあるのですが、具体的にはどういった課題でしょうか。課題の例を挙げていただくと理解しやすいのですが。

【松浦政策推進担当部長】 一番大きなものが、長年にわたる給食調理員の退職不補充ということで職員の高齢化が進んでいるために、調理技術等の継承の課題が生じているということがありまして、その辺りをこのワーキンググループで議論していきたいと考えています。

【大竹委員】 わかりました。

【平井委員】 20番に学校調理があります。文科省は教育目標の実現に向けて、様々

な課題を提示していますが、その中の一つに食育があります。食育については健康的な食生活を通じて子どもたちの身体的・健康的な成長を促し、豊かな人間性を育むための教育を謳っています。ワーキンググループがある以上、国の見立ても参考にしながら総合的な観点で検討していくのが先ではないでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 現状、そういった内容を議論するとは聞いておりませんが、担当に伝えさせていただきます。

【異委員】 2点あります。1点は、令和5年度末に廃止ということで、廃止と休止があると思いますが、不登校特例校の休止について改めて説明してもらっていいですか。休止ということで令和6年度はなくすということですかね。

【伊藤教育政策課長】 不登校特例校のあり方のところにつきましては、今年度設置をいたしましたので、そういったことで休止ということにしております。ただ、設置したところですので、廃止ということではなく、必要に応じてまた検討することがあるかと思っておりますので、廃止ではなく休止ということにさせていただきます。

【異委員】 全国的に不登校児の課題というのは挙げられていると思うので、大阪市内でも大きな課題の一つだと思うのですが、不登校児の今後の対応は、ほかのワーキンググループなどで、どこか対応されたりするのですか。

【伊藤教育政策課長】 基本的には担当課で検討していくということになるかと思っております。

【異委員】 改めてプロジェクトチームがあるということではないということですか。

【伊藤教育政策課長】 そうです。これに代わる新しいプロジェクトチームを作ることではございません。

【異委員】 わかりました。あと1点、20番の学校調理のところですが、以前に学校現場から民間の委託の業者の選定について、課題があるのではないかと、問題があるのではないかと、切な訴えがあったと思いますが、価格のみの評価によらず、現場と業者の関係性とか、築き上げてきた人間関係とか信頼関係とか、その辺りの業者の選定のあり方についても、現場の先生方が困っている声を聞いたので、現場の声を拾ってワーキンググループの方に入れてもらえたらいいかと思っております。

【伊藤教育政策課長】 基本的には国も見方を見直すようにという通知も来ていることでありまして、担当の方で、令和6年度に給食の民間委託業者の選定にあたりましては、価格のみによる評価のみならず、価格以外の要素としても、学校給食の衛生管理

基準等の理解度であるとか、調理従事者の実施体制などを評価するとか、経済性と併せまして、事業者の専門知識とか技術ですとか、そういった能力や技術点も併せた総合評価一般競争入札、これを採用するということで委託先を決定するよう、現在選定中と聞いております。こういうことで進めておりますので、基本的にはそういったことで進めることになるかと思いますが、現場の声があるということは、改めてまた担当に伝えさせていただきます。

【松浦政策推進担当部長】 大竹先生から設置終了見込みの変更について質問がありました。訂正させていただきます。13番、システム標準化ワーキンググループが、去年の段階では令和8年の3月に終了予定だったのですが、令和12年3月とさせていただいています。標準化、国全体でシステム、国の仕様にのせるということで行っていたのですが、全国的に、業者がなかなかいない、取り合いの状況になっていて、国も後ろ倒ししていいと方針として示されたので、一部のシステムを令和12年まで後ろに倒したという状況で、設置期限が変更になっています。

17番、システム再編成ワーキンググループにつきましても、後ろ倒しになっています。システムの検討を進めるにあたって、令和9年3月と示していましたが、2年後ろ倒しになっています。

16番の人事評価制度ワーキンググループは1年前倒し、去年は令和8年3月でしたが、今年度中に終了見込みです。

【大竹委員】 前倒しは問題ないと思います。システムの関係は、業者とか国の指針などがあるのですか。遅くなるというのはありうると思いますが、そうすると、あまり、例えば令和6年、7年というところでは、あまり検討が進まないということですよ、多分。そうでもないのですか。

【松浦政策推進担当部長】 システム標準化は2段階で行っておりまして、細かくなりますが、住民基本台帳のシステムは来年度に移行する予定でして、それに伴いまして、うちの就学事務システムも来年度に移行する予定です。それ以外の福祉系、うちでいう就学援助事務系のは後ろに倒します。いけるのは早くにいけれども、難しそうなのは後ろに倒します。検討自体は今年度も来年度も進めて行っております。

【大竹委員】 期限の長いものは間にプロセス的なそういうのがわかるとね、順番にやっているというのがわかりやすいので、そういったことも考えていただけるとありがたいですね。

【松浦政策推進担当部長】 わかりました。

協議題第4号「令和5年度局運営方針振り返りの報告ならびに教育行政点検評価報告書の作成について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和5年度については、教育振興基本計画の基本理念や三つの最重要目標に沿って、局の目標や局運営の基本的な考え方等を掲げ、その下の「重点的に取り組む経営課題」の1から3まで、最重要目標の達成に向け、主な戦略やアウトカム指標を設定し、取組を進めてまいった。

全体についての事務局の自己評価であるが、31の施策に取り組み、経営課題1では自己肯定感を問う指標「自分には良いところがありますか」については小中学校ともに目標を達成した。しかし、「学校に行くのは楽しいと思えますか」において小学校では昨年度実績を上回っているものの、中学校同様目標達成には至らず、不登校児童生徒の在籍比率の減少に向けては喫緊の課題である。経営課題2では、学力について、「全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比」においては小学校国語で全国平均に達するなど、小学校で目標を達成したが、中学校においてはわずかに目標に達しなかった。経営課題3では、働き方改革について「教員の勤務時間に関する基準を満たす教員の割合」について、基準1基準2ともに目標を達成していること等について記載している。

次の今後の方針に関しては、「安全・安心な教育の推進」では、「大阪市いじめ対策基本方針」に基づく対処を図り、学習者用端末の相談機能やいじめ第三者委員会の活用を行うなど、いじめの未然防止・早期発見に向けた対応を行うこと。不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援充実に向けて、校内教育支援センターのモデル実施や登校支援室(なごみ)の設置を進めることにより、多様な学習機会の確保に向けて取り組むこと、としている。

「未来を切り拓く学力・体力の向上」では、支援チームによる学校訪問を通じて、教員の指導力の向上に取り組むこと、また、「子どもの体力づくり強化プラン」に基づき各取組を進め運動習慣の定着を図ることとしている。「学びを支える教育環境の実現」では、平井委員からご指摘いただいた点について、まず、更なる教育DXの推進として、ICTを活用して個別最適な学びや協働的な学びの実現、子どもの理解を深めることとし、カリキュラム・マネジメントの更なる推進を図ることを追加した。また、働き方改革を推進し、教員が働きやすい環境の整備に取り組んでいくことなど、としている。各施策の詳細な取組実績、

目標の達成状況や評価等、達成状況の総括表、施策目標についての達成状況の詳細を参考資料としてつけている。この令和5年度の局運営方針の振り返りについては、本日、教育委員の皆様にご依頼する、教育行政点検評価報告書を作成するにあたっての資料としていただくものである。

続いて、教育行政点検評価についてご説明する。この点検評価については、地教行法及び教育行政基本条例により、教育委員の皆様の取組、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書の作成・公表が定められている。「1 報告書の構成」については、昨年度と同様に「施策ごとの点検・評価」から「外部有識者による講評」までの5つの柱での構成を考えている。また、「2 作成の進め方」に報告書の作成スケジュールを示している。ついては、委員の皆様には、例年と同様に次の2点について作成をお願いする。1点目として、局運営方針の自己評価をもとに点検評価を行っていただき、ご意見等があれば、「令和5年度局運営方針自己評価についてのコメントシート」に記入をお願いしたい。ご意見等がない場合はこのシートの提出は必要ない。2点目として、教育振興基本計画に掲げた目標達成に向けて行っていただいた委員の皆様の取組や活動の状況等について、「令和5年度に教育委員として行った取組等についての点検評価シート」の作成をお願いする。締切については、ご多用の中、誠に申し訳ないが、どちらも6月21日（金）までにご提出いただきたい。本日ご協議いただき、特に問題等がなければ、メールで改めて作成依頼の詳細についてご連絡をさせていただく。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 2ページのところですが、安全安心の教育の推進というところで、アウトカム指標の作成で、1, 2, 3と質問がありまして、「学校に行くのは楽しいですか」ですが、残念ながら目標に達していないということですが、わたしはこの数値をみてすごいなと思いました。「学校に行くのが楽しい」が目標に達していないとはいえ、これだけ楽しいと思っているというのは、大昔のことで自分のことを思うと、学校は、学びの段階で、やはり全部上手くいくわけではないので、特に中学校になっていくと勉強も難しくなってきた、苦手な科目はより苦手となる中で、やはり、子ども同士の関係、友達同士で会うのが楽しいというのはわかるのですよね。勉強でつらいこともある中で、この数値というのはすごいなと思うのですよね。その目標値の設定というのは、どのように行われていたのかというのを1点お聞きしたいのと、二つ目「人の役に立つ人間になりたいと思います

か」というのが、達成はしていませんけれども、これも高いところで推移していて、これも最近大学生を見ていて感じるのですけれども、非常にボランティア精神というか、誰かの役に立ちたいという、自分が大学生のころから考えると、ボランティアなんて考えたこともなかったので、時代の流れもあると思うのですが、子どもたちも人の役に立ちたいという、子どもながらに役に立つ経験を何かをさせてあげたら、もっと、この数値も高いのですが、学校のプログラムの中に経験したらもっと高まるのではないかと思います。それと3番の「自分に良いところはありますか」ですが、これも日本の調査の中でも出ていますが、非常に自己評価が低いというのが問題になっていて、これは達成できているということなのですが、日本の教育というか家庭でもそうなのですが、あまりほめて育てるのが文化に無かったので、個別最適というのであれば、全体のクラスの中で順番とかを比べるというのではなくて、個別最適ということで、その子の良いところをほめるということをやっていないといけないのかなと。学校は、あまり褒められた覚えがないので、こんなものかなと思っていたので、やはり、これはできる、あれはできるという自己主張するのは、はしたないという文化が今でも続いているのかなと思うのですけれども、十分努力して、良い数値に上がっていると思いますので、引き続きお願いしたいということで、コメントに代えさせていただきます。それでは、目標値の設定について教えてください。

【松浦政策推進担当部長】 目標値につきましては、令和4年度に、新しい教育振興基本計画を立てておりますけれども、令和7年度末に向けて、令和3年度時点の全国平均、全国学力状況調査の同じ項目の全国平均をめざすというところで目標値の設定をしています。

【赤木委員】 わかりました。

【平井委員】 安心安全については、振興計画が策定され、西村事務局顧問が座長になられて、ワーキンググループが立ち上げられ、事務局と協働して方向性が構築されました。その中で、教育委員会事務局が軸となられ、振興計画の下、かなり学校に定着したと感じます。ただし、若干ではあるものの、温度差があるようにも思います。今後の取組として、施策の平準化を図る意味で、より校内でのマネジメントが浸透するような仕組みづくりをすることが肝要だと思います。現場の先生方も事務局も本当によくやられていると思うので、さらに民間とも連携して、改善案を出していただきたく存じます。

【松浦政策推進担当部長】 ありがとうございます。

【長谷川委員】 目標の設定との関係で、数値だけを見ての感想なのですが、例えば

14ページのスマートフォンの使用に対する目標と実績の乖離、同じように乖離が大きいのが、体力の31ページの総運動時間、39ページの働き方改革の管理職の女性の割合など、目標と実績の差がすごいなと感じます。この目標の設定が適当なのかということと、もしそれが適当だとすると、まだ届いていないという実態に対して、今後どうすればいいのかということもきちんと見ていかないといけないと思っています。個別にというのは難しいかもしれませんが、目標設定というのはさっきおっしゃったように、全国平均が基本にあるのでしょうか。

【伊藤教育政策課長】 先ほど平井先生にもフォローいただきましたが、基本的に全国平均値、学力なども全国平均をめざしていくということで計画を策定しておりますので、それに合わせて、事務局の運営方針の目標も令和7年度、それぞれの年度にどこまで行けば令和7年度に目標を達成するかということをしているところであります。大分昔になりますが、事務局の運営方針と計画とがあっていないときには、その年度に達成できる方針が目標となっていた時もございますが、いまは全国平均というところをベースにしながら基本計画を作っておりますので、そこに向けて、年度年度でどこまで達成していけば7年度に目標に達するかということをめざしているところでございます。先生にご指摘いただいたスマホのところなどは、昨年の総合教育会議でも、やはりここは課題だという意見をいただいておりますので、安全教育の推進というところは、重点的に取り組むということではなかったのですが、中間見直しの中でも、ここの施策は重点的に取り組む、見直しを図るということで、進捗の遅いものは中間見直しの中でどうすればいいかという施策も含めて、見直しを図ってきたところでございます。

【異委員】 2点あります。1点目が、3ページなのですが、体力のところですが、アウトカムの⑤番、体力の合計点のところ、基本的には先ほどおっしゃっていただいたように全国比で行っているということで、それはそれでいいと思うのですが、私は体力に関心があって、そういったところで話をすると、コロナ前から全国的に体力の合計点は、点数にして2～3点ガクッと落ちています。目標としては全国比ということで、全国に追いつき追い越せということで、例えば目標値を達成して、それで万歳ということでは全くないと思います。コロナ前よりだいぶ体力の低下が問題になっておりますので、あくまでも一つの通過点の目標ととらえて、コロナ前の体力水準まで上げていくというように行わないといけないのかなと思います。ここの表記を変えるということではないですが、あくまでも通過点の目標としてとらえる方がいいのかなと感じています。

もう1点、2ページなのですが、赤木委員もおっしゃっていたところですが、③のところですね。「自分には良いところがありますか」というところで、中学生も含めて、自己肯定感が低いと、親としても感じています。そうなってくると自分の存在価値であるとかが低くなってきて、いじめとか不登校、引きこもりというところにもつながってくると思いますので、学校でなかなか、一人一人ほめるのは難しいかもしれないですけど、やはり保護者にも共有して、家庭で過ごす時間も長いので、学校と家庭の両方で見ていって、おだてる必要はないですが、良いところはしっかり見てほめていくというところを、家庭と学校両方で進めていくべきかと思っております。

議案第66号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、小学校の首席、処分内容は、懲戒処分として減給1月が相当であると考えます。

事実の概要として、当該首席は、令和5年8月、遠足の下見で訪れた公園の禁煙エリアにおいて、勤務時間中に1回喫煙した、というものである。なお、当該首席は令和3年12月に勤務時間中の喫煙により停職1月の懲戒処分を受けている。校内全面禁煙等の周知について、同校においては周知をしていたという状況である。令和5年8月23日、秋の遠足の下見のため、当該首席、同校担任教員、養護教諭の3人で出張し、遊戯場の遊具やトイレを確認した後、水分補給のため、荷物置き場となるベンチで5分程度の休憩をした際、紙巻きたばこを1本喫煙したもので、10月になって、同校校長に同行していた教員から報告があり、当該首席は当初「覚えていない」と述べていたが、勤務時間中の喫煙を認め、喫煙場所が禁煙エリアであったことも分かった。なお、喫煙時間が3分間と1時間に満たない短時間であることから、給料等の返還は行わせない。当該首席は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 この方、喫煙に関しては2度目の処分ということで、喫煙自体は違法ではないのですけれど、吸ってはいけないときに吸ってはいけない場所で、ということで処分されているわけなので、今後起こさないように、何か指導などを入れるということはあるのでしょうか。大学では強制ではないのですが、保健センターが禁煙指導というのを

やっていて、大学も全面禁煙になっていまして、この場合2回目ということで、禁煙指導とかを強制するのか促すのか、後の対処はどのように行うのでしょうか、処分だけなのでしょうか。

【中川教職員サービス・監察担当課長】 再発防止の取組につきましては、再発防止研修というものを学校でするのですが、当該職員が1回目で禁煙をしたというところで失敗をしまい、また吸い始めて、このようなことになったということで、今回の事案を受けて禁煙しているということは聞いております。今後のこともありますので、市長部局も併せてなのですが、インターネット禁煙マラソンという取組もやっております、再発防止の取組の中で、そういったものを紹介するなど、研修の時に連携してまいりたいと思います。

【赤木委員】 今回の場合、同僚の先生たちがいる前で吸ったということで、その同僚の先生たちはそこで注意したのでしょうか。どうしても上の立場の人なので、何も言えなかった、あとからということなののでしょうか。

【中川教職員サービス・監察担当課長】 その場で喫煙したことを認識はしていたのですが、当該首席が3人のうちで一番の上席であったということで、その場で注意することを逡巡したということは聞いております。そのために報告が遅れたということはあるのですが、最終的には、報告しないといけないことだと管理職に報告して発覚したと聞いております。

【赤木委員】 立場の違いもありますけれども、勇気をもって言わなければいけないとだめですよ。やめてくださいというべきだったと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第67号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、中学校の教諭、処分内容は、懲戒処分として減給1月が相当であると考えます。

事実の概要について、当該教諭は、令和6年2月、勤務校の敷地内において、勤務時間中に1回喫煙したというものである。校内全面禁煙等の周知状況については、同校校長から懲戒処分内容やサービス監察だよりを用い職員会議等の場で注意喚起を行っており、当該教

諭は学校敷地内や勤務時間中の喫煙が禁止されていることを了知していた。令和6年2月16日、午前10時30分頃、同校校長が事務職員と校舎内の巡回点検をしていた際に、普段施錠されている教員控室の扉が開いていることに気づき、入室したところ、たばこのにおいが充満していたため、控室で作業をしていた当該教諭に確認したところ、加熱式たばこ1本の喫煙をした事実を認めた。なお喫煙時間が5分間と短時間であることから、給料等の返還は行わせない。当該教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第19号「職員の人事について」及び報告第20号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項に基づき報告するものである。

報告第19号について、港区の港晴小学校であるが、校内状況を鑑みて、副校長を配置して体制強化を図りたい。その任について慎重に検討を行い、指導部指導主事である田村亮を充てることとし、5月21日付けをもって異動発令を行った。

次に報告第20号として、西成区の千本小学校教頭坂口太平については、休職となることから、その任については、大隅東小学校主務教諭伊藤砂織を充てることとし、5月21日付けをもって異動発令を行った。

本来であれば、教育委員会会議の承認を経て発令を行うべきところであるが、管理職不在の状況の速やかな解消等のため、教育長の急施専決処分により行った。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第68号「職員の人事について」及び議案第69号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第68号について、阿倍野区の阪南小学校長當麻俊和については、一身上の都合による退職の申し出があり、6月7日付けで退職を認めたい。

次に議案第69号として、阪南小学校長の後任として、指導部の首席指導主事石川正を充ててまいりたい。それに伴い、事務局の運営体制を確保する観点から、それぞれの後任を、指導部首席指導主事の後任として指導部次席指導主事の甲斐哲夫を、またその後任として指導部総括指導主事の本庄一帆を、またその後任として、指導部総括指導主事の島原政則を、また最後に、その後任として、指導部指導主事の北村誠児を充ててまいりたい。本日も承認いただけたら、議案第68号は6月7日付けで、議案第69号は6月8日付けで人事異動を発令したい。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
